

## 環境アセスメントに係るお知らせ

令和4年4月19日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき（仮称）神奈川県川崎市多摩区登戸51街区計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	三井不動産レジデンシャル株式会社 東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号 代表取締役社長 嘉村 徹  小田急不動産株式会社 東京都渋谷区初台一丁目47番1号 代表取締役 五十嵐 秀	
	指定開発行為の名称	（仮称）神奈川県川崎市多摩区登戸51街区計画	
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設（第3種行為）	
	指定開発行為を実施する区域	川崎市多摩区登戸（登戸土地区画整理事業51街区）	
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設	
	事業の内容	区域面積：約 3,450㎡ 延べ面積：約25,290㎡	
	事業の施行期間	令和5年1月（着工予定）～令和7年10月（完了予定）	
縦覧のお知らせ	縦覧期間	期間：令和4年4月19日（火）から令和4年5月6日（金）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除く。 上記期間中、本市ホームページにて標記見解書の内容を御覧になれます。 <a href="https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html</a>	
	縦覧場所及び時間	場所：多摩区役所及び 環境局環境対策部環境評価課（市役所第3庁舎15階） 時間：午前8時30分から午後5時まで	
	問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156	条例見解書の 閲覧はコチラ